

## カナダにおける権利保護保険 (弁護士保険)についての調査 報告

東京弁護士会会員

佐瀬 正俊

Sase,Masatoshi

第一東京弁護士会会員

武田 涼子

Takeda,Ryoko

第一東京弁護士会会員

新潟県弁護士会会員

應本 昌樹

Omoto,Masaki

和田 光弘

Wada,Mitsuhiko

### 1 調査の目的・概要

カナダでは中小企業向けの権利保護保険(弁護士費用などをカバーする保険)が販売されており、また同保険の開発に弁護士会が深く関わっている。そのため、今後、我が国の権利保護保険をどのような制度とすべきか参考にしたく、日弁連リーガル・アクセス・センター(LAC)では、2015年4月11日から17日にかけて、調査参加者14名(弁護士のほか、学者、協定保険会社を含む。)により、同国のオタワ、トロント及びモントリオールで調査を行い、同時期に米国フィラデルフィアで開催された同種保険に関する年次大会に有志が出席した。この調査から得られた多くの資料と参考意見を踏まえた成果は、2015年10月の弁護士業務改革シンポジウムで発表予定であるが、以下、調査の概要を報告する。〔佐瀬 正俊〕

### 2 オタワでの調査

首都オタワでは、主に、カナダ弁護士会連合会とカナダ法曹協会において、カナダ全体における権利保護保険の普及状況や位置づけ等につき聴取し、弁護士会の関与という観点で非常に有益な示唆を得た。

カナダ弁護士会連合会は、弁護士が会員となる14の弁護士会の代表機関であり、司法アクセスについての常任委員会では、2012年5月に権利保護保険等に関するメモランダムを作成し、検討・研究を行っている。同国では、約500万人が権利保護保険等を利用可能であるのに、認知度が低いためにその十分な利用はされておらず、利用の推奨が必要と考えられている。ま

た、弁護士選任の自由につき、同国の文化としての個人による選択の自由と位置づけ、重要視している。

カナダ法曹協会は、約3.8万人の実務家を擁し、研修や情報提供、連邦政府へのロビー活動などを行う任意加入団体である。権利保護保険を司法アクセス改善の解決策と位置づけて、後述するDAS Canada社との間でスポンサー契約を締結し、同協会のパートナーとして過している。同協会では、法的問題の解決に必要な費用を、権利保護保険への加入で備える必要性が一般市民に十分認識されておらず、その広告が不可欠と分析している。そして、家事事件などカバー範囲を広げることで認知度を高め、同保険の普及を広げるべく、その働きかけも行っている。〔武田 涼子〕

### 3 トロントでの調査

トロントでは、オンタリオ州を所管するアッパー・カナダ弁護士会及び権利保護保険会社であるDAS Canada社のほか、事業者向けの権利保護保険の企画等を行うSTERLON社や法律事務所での聴取り調査を行った。トロントは、英米法(コモン・ロー)圏に属し、人口約590万を擁するカナダ最大の都市である。同地では、欧洲由来の権利保護保険のほかに、米国由來のリーガル・プラン<sup>1)</sup>も存在し、集団訴訟にブランドが用いられることがある。

2010年から権利保護保険を専門に営業しているDAS Canada社は、ドイツ最大の権利保護保険企業であるDASグループに属し、個人向けのほか、中小企業向けの保険商品をそろえて、

1) 前払いされた資金により、加入者が法律相談や遺言作成、契約書のレビューなどの法務を受けるもので、前払いリーガル・サービス・プラン又はリーガル・サービス保険とも呼ばれる。

提携する特定の弁護士によるいわゆるパネル制を採用する。APPER・カナダ弁護士会は、司法アクセス改善の点から、同社の今後の事業拡大を期待するとともに、弁護士選任のパネル制についても寛容な姿勢であった。

一方、STERLON社は1990年代から権利保護保険の普及に取り組んできたパイオニアであり、中小企業や専門職などの事業者向けの分野で有力な地位を占める。同保険の主な対象分野は、雇用、刑事弁護、不動産紛争、人身傷害、契約紛争で、責任保険とセットにされることが多く、権利保護保険部分の保険料水準は、年間売上250,000カナダドル（以下「C\$<sup>2)</sup>」という。）（約2500万円）の企業で年間C\$130（約1.3万円）程度である。保険事故発生の際には、まず弁護士の助言を受けなかった場合は保険金が支払われない。法律相談を組み込むことが事業者向けの権利保護保険では不可欠とのことであった。同社のスキームにおける保険の引受けは、英国のロイズが行っており、我が国においても、国内の保険事業者以外の引受けによる事業の可能性を示唆し、興味深い。〔應本 昌樹〕

#### 4 モントリオールでの調査

カナダ・ケベック州の最大都市モントリオールでの調査は、ケベック弁護士会のほか、電話法律相談事業者<sup>3)</sup>であるAssistenza International（以下「AI社」という。）とFBA社、法律事務所に対して行った。中でも、AI社の相談システムの運用手法とケベック弁護士会における権利保護保険の広報は、日本にとって極めて参考となるものであった。

モントリオールの都市名の由来は、「王の山」の仏語であることからもわかるように、仏語を公用語とする人口約400万人の同市においては、大陸法とコモンローの双方を、そして英仏両言語を駆使できる法律家が多い。AI社は、その場所的優位を利用しつつ、独特的の電話相談システムを作り上げている。実務経験5年以上（実際は10年以上）の弁護士12人が、複数の

保険会社の被保険者からの電話に対し、リーガルアドバイスを提供している。刑事と保険の分野を除き、相談分野・回数に制限はなく、9時から20時までは弁護士が直接対応し、その余の時間帯は、他の者が聴き取った連絡メモをもとに、その後相談者に連絡を入れる方法で24時間対応しており、日弁連が始めた「初期相談」よりも踏み込んだ内容のアドバイスである。

ケベック弁護士会は、中間所得層の司法アクセス改善を命題として、権利保護保険の開発から普及に至るプロモーションを行っている。具体的には、同保険に対する社会の関心喚起、保険会社への呼びかけ、商品開発、億単位の費用をかけたテレビCMを含む広報宣伝、法律改正にまで及ぶ。同保険の種類は個人家族向け、中小企業向け、専門家向けと3種類あり、年間保険料も年間約C\$35～90（約3500～9000円）である。とりわけ、同弁護士会は、「依頼者の弁護士選任権」を、弁護士への信頼関係の基礎と位置づけて重視しており、APPER・カナダ弁護士会で保険会社主導の弁護士選任を許容する立場とは大きく異なる。

今後、日本において権利保護保険をどのように普及させていくのか、実務的に参考にすべき点が極めて多い調査であった。〔和田 光弘〕

#### 5 その他（米国の司法アクセス改善の手法）

リーガル・プラン（以下「LP」という。）の普及に関し、米国法曹協会（ABA）が設立したシカゴに本拠を置くGLSA（Group Legal Services Association）がフィラデルフィアで開催した年次総会に参加した。LPは、主として大企業の従業員向けの福利厚生として提供されており、紛争法務を主な対象とする欧州の権利保護保険とは異なり、予防法務を主な対象とする。LPは、保険以外の手法で、予防法務へのアクセス手段の提供可能性を示唆し、興味深い。〔應本 昌樹〕

2) 1カナダドル（C\$）の本稿脱稿時の為替レートに鑑み、本稿の円換算額はC\$1=100円で計算する。

3) カナダにおいても、法律相談は弁護士によって行われる必要があり、電話法律相談事業者は弁護士を使って電話法律相談を行う。